

社会福祉法人潤沢会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人潤沢会（以下「法人」という。）の役員等の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、次のとおりとする。

- (1) 定款第5条に定める評議員
- (2) 定款第16条に定める理事及び監事
- (3) 定款第24条に定める顧問及び相談役
- (4) 定款第6条に定める評議員選任・解任委員

(役員等の報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（法人を主たる勤務場所とする役員）については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員（常勤以外の役員）については、業務に応じて報酬等を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 第3条(1)の常勤役員に対する報酬額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第6条 第3条(2)の非常勤役員に対する報酬額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2、別表3に定める額を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席の場合は、別表第5により報酬を支払う。

(法人職員給与との併給)

第8条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。但し、その日が休日に当たるときは、法人給与規程第7条に準じた日とする。

2 非常勤役員に対する報酬等の支給はその都度現金にて支給する。

3 報酬等は、法令の定めにより控除すべき金額及び、本人から申し出のあった時は、立替金や

積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任、又は解任された場合の報酬については、前日までの報酬等を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、死亡等によって退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(端数処理)

第11条 この規程により計算した1円未満の端数については、次のとおり端数処理を行なう。

(1) 50銭未満の端数はこれを切り捨て、50銭以上の端数はこれを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(費用弁償)

第13条 役員が理事会、評議員会等、又はその他の会議に出席するため又は、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 西和賀町に所在する役員については、同条第1項の費用弁償について原則的に適用しないこととする。但し、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 費用弁償の額は、別表3による。

(補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第15条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

理事長 (常勤)	月額 80,000 円以内
----------	---------------

別表第2 (第5条関係) 非常勤役員の会議等に係わる報酬

理事、監事	理事会等の会議、施設業務に係わる出張	日額 5,000 円
名誉会長、顧問、相談役等	理事長の要請に応じて出席する理事会等の会議、施設業務に係わる出張	日額 5,000 円
評議員	評議員会等の会議、施設業務に係わる出張	日額 5,000 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000 円

別表第3（第5条関係） 非常勤役員等が、理事長の命を受けてその業務にあたった場合の報酬

理事、監事	理事長の命を受けてその業務に従事した場合 (業務報告書の提出と確認による)	日額 10,000 円
名誉会長、顧問、相談役等		
評議員		

備考

1、4時間以内は5,000円とすることができる。

別表4（第12条関係）

車賃	日当	宿泊料	
		県外	県内
1kmにつき40円	2,000円	11,000円	10,000円

備考

1. 鉄道賃、船賃、航空賃については、最低限の実費とする。
2. 会議、研修等で指定された宿泊施設を利用する場合は、実費宿泊料とする。
3. 宿泊を伴わない県外（東京都及び政令指定都市を除く）の旅行の場合の日当額は2分の1に相当する額とする。
4. 県内および秋田県横手市への旅行は日当を支給しない。